

小規模保育園の認可について

地域型保育事業の認可については、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、君津市子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があることから、小規模保育事業A型の認可について、次のとおり意見を求めるものです。

1 認可対象事業者及び施設について

(1) 事業者概要

- ア 事業者：一般社団法人 リトルフォレスト
代表理事 菅井 洋輔
茨城県土浦市右舄2340番地28
- イ 実施事業：地域型保育事業、放課後児童健全育成事業

(2) 施設概要

- ア 事業区分：小規模保育事業A型
- イ 名称：キッズハウス つきの森
- ウ 所在地：君津市西坂田2丁目3番18, 19
- エ 開設予定：令和7年4月1日
- オ 認可定員：19人（0歳：6人、1歳：6人、2歳：7人）
- カ 開所時間：月～土曜日 7時～20時
- キ 職員：園長1人、保育士7人（常勤4人、非常勤3人）、
保育補助1人（非常勤1人）、調理員1人（常勤1人）
- ク 連携施設：令和7年4月1日～令和8年3月31日
・人見こども園…保育内容の支援（交流保育や、保育相談等）、
代替保育、卒園後の受入を行う。

2 審査結果について

令和7年1月23日に健康こども部長を委員長とし、健康こども部次長、部内課長を委員として構成される「君津市家庭的保育事業等認可審査委員会」を開催し、小規模保育事業A型の認可について審査を行った結果、適正であると判断した。

特定地域型保育事業者の利用定員の設定について

特定地域型保育事業者（小規模保育事業）の確認（利用定員の設定）については、子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により、君津市子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があることから、利用定員について、次のとおり意見を求めるものです。

1 確認対象事業者及び施設について

- ・小規模保育事業所 A 型

事業者	法人名	一般社団法人 リトルフォレスト
	代表者	代表理事 菅井 洋輔
	所在地	茨城県土浦市右廻 2 3 4 0 番地 2 8
施設概要	事業区分	小規模保育事業所 A 型
	名称	キッズハウス つきの森
	所在地	君津市西坂田 2 丁目 3 番 1 8, 1 9
	開設予定	令和 7 年 4 月 1 日
	認可定員	1 9 人（0 歳：6 人、1 歳：6 人、2 歳：7 人）
	利用定員	同上
	開園時間	午前 7 時～午後 8 時

2 利用定員の設定について

キッズハウス つきの森の開園により増加する利用定員数は、年度途中の待機児童が依然として発生している状況であることから供給過多となることはありません。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
認可定員	6 人	6 人	7 人
利用定員	6 人	6 人	7 人

※君津市こども計画（第 3 期君津市子ども・子育て支援計画）は開園を加味し、計画を作成しております。

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

子ども子育て支援法により「特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない」となっており、新設園で利用定員を定める場合は意見を聴取しています。

既存施設の利用定員の変更は、意見を聴取する必要はありませんが、君津市こども計画（第3期君津市子ども・子育て支援計画）に影響が生じるため、意見を次のとおり求めるものです。

1 確認対象事業者及び施設について

(1) 認可保育所

事業者	法 人 名	社会福祉法人君津福祉会
	代 表 者	理事長 大沼 幸代
	所 在 地	君津市高坂1番11号
施設概要	事業区分	認可保育所
	名 称	君津保育園
	所 在 地	君津市高坂1番11号

(2) 幼稚園型認定こども園

事業者	法 人 名	学校法人美和学園
	代 表 者	理事長 秋元 政寛
	所 在 地	君津市西坂田2丁目12番15号
施設概要	事業区分	幼稚園型認定こども園
	名 称	美和幼稚園
	所 在 地	君津市西坂田2丁目12番15号

2 利用定員の変更について

今回の君津保育園、美和幼稚園による利用定員の変更は供給量の適正化を目的としており、供給量が需要量を下回ることはありません。

(1) 君津保育園

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
変更前	6 名	1 2 名	1 2 名	1 5 名	1 7 名	1 8 名	8 0 名
変更後	6 名	1 2 名	1 2 名	1 2 名	1 4 名	1 4 名	7 0 名

(2) 美和幼稚園

○ 1 号認定

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
変更前	4 4 名	4 4 名	4 4 名	1 3 2 名
変更後	5 5 名	4 0 名	4 0 名	1 3 5 名

※ 3 歳児の変更につきましては満 3 歳児枠を新たに設けることによる変更となります。

○ 2 号・3 号認定

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
変更前	6 名	9 名	2 6 名	2 6 名	2 6 名	2 6 名	1 1 9 名
変更後	6 名	9 名	2 5 名	2 5 名	2 5 名	2 5 名	1 1 5 名

※ 君津市こども計画は、上記の利用定員の変更を加味し、計画を作成しております。

※ 「1 号認定」は 3 歳～5 歳の子どもであって教育のみを受ける子ども、「2 号認定」は満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども、「3 号認定」は満 3 歳未満の保育を必要とする子どもです。

※ 令和 7 年 4 月 1 日付にて利用定員の変更を行うとともに認可定員につきましても変更します。